

令和4年9月2日（金）

## 2 目 目

（一般質問）



1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里  
書記（主査） 根本 大成

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 光弘
企画課長	枝 博信	税務課長補佐兼資産税係長	佐藤 秀明
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	田仲 進壽
都市建設課長	神山 雅行	建築課長	柴 光治
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	星野 和弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問



午前10時00分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、ご起立を願います。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただいまの出席議員数は14人です。

ここで出席者に申し上げます。会議中において離席する際には、議長の許可を受けてから、離席するようにしてください。

それでは、日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明快なる答弁を求めます。

順序に従い、1番・田崎幸夫君の発言を許します。1番、田崎幸夫君。

(1番 田崎幸夫君 登壇)

○1番【田崎幸夫君】 議長から質問の許可を頂きましたので、私の質問に入らせてもらいます。今回、通告書の提出が1番、議席順も1番、くじ運もよく1番、全て1番ということになりました。1番のくじを引き当てていただきました事務局に御礼申し上げます。今回、3点について質問させていただきます。

1点目、働き方改革について。職員各位の働き方を見直し、職員方々の持てる能力を最大限に引き出すことが、これからの住民サービスの維持、向上につながると思います。また、それぞれの働く方々の事情に応じた、多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、国においては、働き方改革を推進するための関係法令の整備に関する法律が、平成30年7月に公布されてから順次施行され、令和2年4月から本格的に働き方改革が推進されております。働き方改革は、多様な働き方ができるように、職員の方自身が考え、主体的に働きやすい環境を整えることが重要であると考えます。職員の待遇、労働条件の向上など、働きやすさの追求だけでなく、働きがい向上させる取組や業務の改善、人材育成なども大切なことだと考えます。職員の方の働きがいやモチベーションの向上は、住民の役場に対する満足度の向上にもなり、働き方改革は、住民サービスの向上にとっても不可欠だと思います。このことを踏まえて、上三川町の働き方改革としての実施状況及び今後の対応について答弁をお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

本町における職員の働き方改革につきましては、長時間労働の解消や休暇取得の促進によるワーク・ライフ・バランスの実現を主眼に実施しているところでございます。具体的な内容としまして、時間外勤務を原則、月45時間、年間360時間を上限として設定しているほか、休日出勤を命ずる場合には、振替を取得させることを優先としております。また、年次休暇及び夏季休暇につきましては、職員が業務と休暇との調整を図ることができるよう、あらかじめ所属ごとの計画表を作成することにより、休暇の取得を促進しております。この他、毎月第2、第4水曜日をノー残業デーと定め、原則、全職員が午後6時までに退庁することとしております。

今後の対応といたしましては、これまで当たり前とされてきた業務の進め方や慣例についても見直しを行い、必要に応じて業務の改善、効率化を図ることにより、職員が働きがいと働きやすさを感じる、活力ある組織づくりを進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 答弁ありがとうございました。時間外、月45時間、年間360時間ということで、これは理解できました。令和3年度の時間外労働の多い課を、多いところ、上位3つの課ですね、こちらを教えてくださいませんか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 令和3年度の集計で時間外の多い課ですが、上位3課ということで、企画課、健康福祉課、総務課の順になっております。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 企画課、健康福祉課、総務課ということですが、時間外がですね、じゃあ、何時間やられてですね、なぜ多かったのか。では、それを踏まえて、令和4年度、時間外を減少させるような施策は、どのような手だてを打ってるのかというのを、企画課、健康福祉課、総務課の3課の方にお尋ねします。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 ただいまのご質問の中の、時間外の時間数ですね。そちらについては私のほうから申し上げたいと思います。

企画課が274時間、健康福祉課が215時間、総務課が155時間ということになっております。こちら、1人当たりの平均、年間の時間外となっております。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 企画課において時間外が多い理由との質問でございますが、理由としましては、企画課の業務の中で、例えば、広報かみのかわの編集作業とか、実施計画の策定業務、あるいは決算統計、予算編成業務、これらにつきましては、短時間の中で集中的にですね、業務を処理するという必要性等がございます。このため多いということになるかと思いますが、また、今回、新型コロナウイルス関連の業務が通常業務に上乘せされてですね、時間外が多くなってしまっている状況と思われま

対応策といいますか、職員の健康管理の面からもですね、業務時間内に完了することが理想ではございますが、限られた人数の対応となっており、なかなか厳しいのかなということでございます。今後はですね、先ほど町長のほうから答弁もございましたが、業務の進め方であるとか、慣例についてもですね、見直し等を行って、必要に応じてですね、業務の改善、効率化を図った中で、人員の配置ですね、これらも含めですね、総務課のほうとよく連携を取りまして、時間外の削減に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 では、健康福祉課の時間外が多い原因と改善策のほうをお答えしたいと思えます。

まず、1つ目の理由としましては、新型コロナウイルスの対応が考えられると思えます。こちらにしましては、人事のほうで職員のほうを増員していただきましたので、徐々に落ち着いてくるかとは考えてます。ただ、週末の接種がどうしても入ってくるので、時間外に関して、どうしても減らない量というのはあると思えますが、それに関しましては、平日の振替休等なるべく職員のほうの負担を減らしたいと思っております。

2つ目の考えられる原因といたしましては、福祉行政において困難事例が増えてきていることがあると思えます。一つ一つの事例に関して、大分困難なケースが増えております。これに関しましては、時間外の増大とともに、職員のストレスのほうも大分大きな問題となっております。職員のストレスにしましては、これは課全体、係全体で、チームでその困難事例に立ち向かうということで、職員のストレスをなるべく減らしていきたいと考えてます。ただ、どうしても職員の協力だけで減らない、絶対的な時間外の増大に関しましては、そこは人事のほうに相談して、職員のほうの相談を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 総務課としましては、具体的業務を挙げますと、今後実施される、公務員の定年延長に伴う規定の整備、それと、給与システムの更新業務、それと、昨年、衆議院議員選挙がありまして、こちら、衆議院議員選挙、選挙期日が決定するのが選挙の間近ということで、どうしても集中的に残業が増えると、そのような状況でございました。そういった中で、対応としましては、各担当係ですね、そちらの業務分担、これをうまくやっていくことで減らしていければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 答弁ありがとうございます。私は、新型コロナのですね、影響での時間外の加算というのは、十分に理解はできるところでございます。

町長の答弁の中で、有給の取得とか、第2、第4の残業ゼロの話がありましたけども、一般的に、厚生労働省なんかでは、有休は年間5日は取得させなさいよというような指導がされてますけども、どの

程度の取得率というのがあるのでしょうか。また、第2、第4残業ゼロの日ですかね。この遵守率はどの程度なのか。例えば、職員さんが庁舎内をパトロールしてですね、これを本当にゼロにしようというような動きをしてるとか、その辺の具体的な、何か施策等をお聞かせできればと思います。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 初めに、職員の年次休暇の取得状況ですが、こちら、職員平均で年間に、令和元年度が11日、令和2年度が12日、昨年3年度が12.1日という状況でございます。

ノー残業デーの日に残業している職員の状況につきましては、令和3年度は、月2回ということで24回あったわけですが、延べ139人が残業をして、1回当たりというか、1ノー残業デー当たり5.8人という状況でございます。令和4年度は、8月末現在ですが、延べ68人、実施回数が10回ということで、1日当たり6.8人ということになっております。ノー残業デーの実施の徹底ということにつきましては、この日に残業を行いたい職場では、時間外勤務報告書というのを副町長に提出することになっております。そうした上で、ノー残業デー、午後6時以降残業が認められるというような状況でございます。そういった中で、この日については、午後6時頃、総務課の職員が庁舎内を確認する、残業者を確認するというような対応を取っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 今の、時間外を副町長に申請するとあったんですけども、上三川町職員の給与に関する条例の中に、第12条で、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員とあるんですけども、ノー残業デーですか、こういうときは、これに当てはまらずに、やはり自分から業務が滞ってるからやるということになるんですか。それとも、これ、上司からの、今日は時間外やってくれと命ぜられた、第12条に沿ったような対応してるのか。その辺をちょっと教えてください。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 あくまでも、時間外の命令は、条例規定に沿った形で各所属長、課長等が命令を出します。それを報告書という形で副町長に提出していると、そういうことでございます。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 その辺は守られてるということで理解します。

あと、これ、ちょっとインターネットなんかで調べたんですけども、総務省がですね、平成30年7月に発表した「自治体戦略2040構想研究会」というのがありまして、この中にですね、自治体は、人口減少、高齢化時代に対応していくため、従来の半分の職員数でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要があると書かれてるんですけど、これ、すごいことだなと思って、従来の半分の職員でどういうふうに戻すのかと思うんですけども、これはこれとしてですね、本町として、業務の効率を高めることに対して何か施策は、あれば教えてください。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 施策とまでは言えませんが、業務の進め方としましては、各個人に担当を持たせる、それで集中的にさせるというのではなく、係等、複数の人数が業務を分け合う、1つの業務



に関わる、そのような形で進めるとか、その他、今現在、国等でも推進されてるDXの推進とか、そういった中で業務量を減らしていきたいということで考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 この質問に関しての最後の1点なんですけども、これからのですね、人口減少、職員の減少までに結びつくかどうかはあれですけども、各課でですね、業務を洗い出して、業務の棚卸しって言ったらいいんですかね。そして、業務委託できる業務を委託するなどのですね、検討というのはされているのでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 業務の委託につきましては、その都度対応しなければならない業務に対して、当然、委託料というのがかかりますので、その費用の部分と仕事量の部分、勘案して対応しているという状況でございます。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 ありがとうございます。よくその辺ですね、投資的効果じゃないですけども、よく確認してですね、進められるところは進めていただければと思います。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

この質問も、先ほどの働き方改革と大きなつながりがあります。1年前にですね、先輩議員が質問しておりますが、選挙の投票時間の短縮化についてお伺いします。期日前投票が増加傾向にあり、投票時間を短縮すべきと思います。そこで調べてみたところですね、全国で37%以上が午後8時より前に終了しております。高い順に見ますと、1番がお隣の茨城県の96.7%、2番目が島根県で94%、3番目がですね、栃木県なんです。91.1%。栃木県が何と3位ということでしたので、栃木県選挙管理委員会に確認しましたら、県内25市町で22市町はもう全て短縮してます。1市、これ佐野市だと思うんですけども、1投票所だけが行ってるんです。上三川町と野木町が全く時間短縮を行っていないということがここで確認できました。県内にはですね、823の投票所がありまして、7時から19時が513投票所、7時から18時が236投票所、7時から16時、これは1投票所、これが多分佐野市じゃないかと思うんですけど、合計750の投票所が、既にもう時間短縮を行っております。上三川町も早急に実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。この辺の答弁をお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 ただいまのご質問につきまして、選挙管理委員会事務局としてお答えいたします。

選挙における投票時間につきましては、公職選挙法により、原則、午前7時に開き、午後8時に閉じることとされておりますが、選挙人の投票の便宜を図るため、必要があると認められる特別の事情がある場合、または選挙人の投票に支障を来さないとして認められる特別の事情がある場合に限り、投票所を開く時間を2時間以内の範囲において繰り上げ、もしくは繰り下げ、または、投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができることとされております。投票時間の繰り上げにつきましては、議員ご指摘のとおり、期日前投票制度の定着により、本町におきましても期日前投票者数が増加

していることや、県内市町における導入が進み、繰上げについて広く認知されるようになってきておりますことから、過日開催されました選挙管理委員会において、導入の検討を進めていくことのできることを得たところでございます。今後、事務局としましては、早期に見直しをできるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 取り組んでいくということで理解をしたんですけども、これ、ちなみにですね、午後6時以降、午後7時以降のですね、投票率のうち何%ぐらいあるのでしょうか。あと、期日前投票なんですけど、投票率全体の何%ぐらいが今行われているのか。

3つ目ですけど、仮に18時にした場合に、職員の方の労務費、どの程度、幾らぐらい減少されるのか。この3点、お願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 ただいまのご質問の1点目の、終了間際時間の投票率ですが、前回の令和2年の知事選の率になりますが、県の集計で、午後6時から午後7時半の投票率、これで報告したものが2.19%になっております。そこから、単純計算で午後7時から午後8時までの1時間の投票率を推定ということで出しますと、1.5%ということになります。

2点目の、期日前投票の投票率ということですが、最近、ここ3回の選挙について申し上げますと、今年の参議院議員選挙が38.23%、令和3年度の衆議院議員選挙が34%、令和2年度の栃木県知事選挙が29.07%という期日前投票の投票率ということでございます。

それと、投票時間、1時間繰上げた場合の人員費の削減、こちらですが、単純に投票所で勤務する職員の時間外を計算しますと、10万円弱ということになります。ただ、この費用につきましては、職員の時間外勤務手当だけが削減されるわけではありませんで、その他波及効果というものもあるかと考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 ありがとうございます。かなり期日前投票も30%以上になってるということになってますんで、ぜひですね、これ、全国的に見ても、都市部はですね、短縮、繰上げが行われるところが少ないという傾向があるようですが、宇都宮市に確認したんですけど、18時以降の投票は本当に、ほとんどに近いほどなく、繰上げたようです。また、20時までですね、投票時間を置いておくと、21時からの開票に、職員の方が慌しく、せわしなく行動して、食事も取れないようなことも多々あるようです。上三川はですね、開票所の体育センターまでのそうは距離がないものですから、このようなことはないとしても、ぜひ、次回の選挙、県議会選挙ですかね。短縮、繰上げの導入をお願いいたします。

それでは、3番目の質問に入らせていただきます。

教職員の業務負担軽減と部活動指導員の確保について、2点質問させていただきます。

1点目、教職員の業務負担軽減の必要性について。町内の学校において部活動顧問を務める教員の負担軽減が年々課題となっていると思うんですが、調べたところ、スポーツ庁の有識者会議で、令和5年

度から令和7年度までの3年間で、休日部活動の民間や地域移行を達成するように提言を示しております。部活動をはじめ、増加傾向にある教員の業務負担を軽減する必要性と課題について、どのようなお考えがあるのでしょうか。

2点目、部活動指導員の現状と課題について。部活動は、生徒の学校生活の中で大きなウエートを占めてると思いますが、部活動指導員を導入することは、顧問を務める教員の軽減はもちろん、部活動をする生徒にとっても、より専門性を持つ指導者の指導を受けることで競技力向上を図る上でも必要と考えますが、上三川町の課題についてどのようにお考えなのでしょうか。2点について答弁をお願いします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 氷室 清君 登壇)

○教育長【氷室 清君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

平成30年10月に栃木県教育委員会が行った調査によれば、平日、勤務終了時刻を過ぎて3時間以上業務を行っている教員の割合が、小学校では42%、中学校では61%という実態がありました。町教育委員会としても、教職員の働き方改革や業務負担軽減の必要があることから、平成30年12月に「学校における業務改善基本方針」を策定し、具体的取組を進めてまいりました。また、令和3年5月には、勤務時間の上限に関する規則を策定したところであります。しかしながら、今般、新型コロナウイルス感染症に対応した学校活動や学びの保障など、様々な課題が新たに発生しており、教職員に求められる業務や知識技能は、質・量ともに増大しております。今後も、これまでの成果・課題を踏まえ、教職員の意識改革や業務改善及び勤務時間の適正化など、学校や教職員を取り巻く環境に応じた働きがいのある職場づくりを進めてまいります。

質問の2点目についてお答えします。

部活動指導員は、現在、上三川中学校バドミントン部において1名を配置しております。これは、部活動指導員配置事業として、費用を国・県・町でそれぞれ3分の1を負担するものです。また、運動部活動補助員は、現在、上三川町内3中学校に計5名を配置しております。これは県の運動部活動補助員派遣事業によるもので、費用を県が負担するものです。当該部活動については、部活動指導員や運動部活動補助員による専門的な指導により、顧問である教職員の時間や心的負担の軽減となる効果を上げております。課題としましては、部活動指導員や運動部活動補助員が、人材の確保や予算の面から全ての部活動に配置できないところにあります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 答弁ありがとうございました。部活動をやる生徒もですね、趣味的にやってる方とか、本当に強くなりたいとやってるお子さんもいるようですので、その辺を鑑みてですね、強くすればいいというわけじゃないんですけども、そういうところをこれからは課題としてですね、町として取り組んでいただければ、子供たちも部活動にですね、もっと興味を示して、やはりスポーツをやっている子というのは、何となく、やってない子が悪いわけじゃないんですけども、仕事を見ている、活発というか、そういうところが見受けられますので、この辺よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

---

○議長【高橋正昭君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【高橋正昭君】 1番・田崎幸夫君の質問が終わりましたので、順序に従い、8番・石崎幸寛君の発言を許します。8番、石崎幸寛君。

(8番 石崎幸寛君 登壇)

○8番【石崎幸寛君】 実は、私は一般質問、この席に立つのが6年ぶりです。その間、議会のいろいろな役を与えていただきましたので、そちらのほうにいたせいでこの席からは遠のくことになりました。その間ですね、私なりに上三川町をどうしたらよいか、この町の形をどうしたらよいかを考えてきたつもりです。私は、議員の役目の1つとして、町長をはじめ職員の皆様が、町のため、町民のためにいい仕事ができるよう、議員としての自分の立ち位置をそこへ持っていけるように常に考えてまいりました。何も町長や執行部の言うとおりにやるとか、そうじゃなくて、町長や執行部が、いい仕事、つまり、町民のためになるように、ときには言いづらいことを言ったりということによってやってきたつもりでおります。

そして、また、今は2022年ですから、21世紀になる前、20年ぐらい前になりますね。ある、どこかヨーロッパか、あっちのほうの学者だと思んですけど、21世紀は、かつて人類が経験したことがないような天変地異、政情不安、経済の事件、そして犯罪が起こるだろうというふうに予言してました。そんなことあるのかなと思って起きたのが、最初がスマトラ沖地震。地球が割れたと言われた、700キロの断層が起きて、大津波で22万人亡くなった災害ですね。その後、ニューヨークの貿易センタービルに旅客機が突っ込んだ事件、阪神大震災、あの予言は、ひょっとしたら当たってるかもしれないというふうに思いました。今もその予言が当たってるような気がいたします。

そんな中ですから、国レベルではもちろんですけども、地方自治体でも、予算などの施策も、今まで体験したことのないようなことが起きる中で丁寧に組み立てなくてはならないので、苦労が多いと推察いたします。例えば、民間の建築もそうだと思うんですが、何か物を買うときの見積書は、有効期限が3か月です。そこを考えても、何年か前に出した数字の範囲で何でもかんでも収めろというようなことは、ちょっと無理があるんじゃないかというふうに思います。現状に見合った予算を組み直し、執行することが真の町税の無駄をなくすことだと思います。

そこで質問に移ります。今回は4つ用意いたしました。

まず最初に、農業への支援について。これですね、今、いろんなコロナの影響もあるし、ウクライナの問題もあるし、そういう状況が背景にあると思うんですが、①ですね、農業の資材、特に肥料については本当に上がってしまいました。現在3割アップぐらいになってますかね。政府も対策を考えてるようですが、それを受けて、町独自の対応はあるのか。そして具体的には、今度始まりましたスマート農

業技術導入支援事業の応募状況はどうか。農家の反応はどうかということを知りたいので質問にいたしました。よろしく願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響長期化や、原油価格・物価高騰により農業の経営状況が悪化しているものと認識しております。このようなことから、本定例会補正予算に、原油価格・物価高騰対策・農業者支援事業に係る予算を計上し、議決を頂いたところであります。内容につきましては、令和3年分の農業収入が50万円以上を申告し、又は令和4年度生産調整方針に参加した農業者のうち、水田耕作面積が1ヘクタール以上である世帯、又は法人に対しまして、一律3万円を交付することといたしました。

次に、2点目についてお答えいたします。本町のスマート農業技術導入支援事業では、農業用ドローン技術認定取得事業・環境測定装置導入事業・アシストスーツ導入事業の3つの補助メニューを実施しております。これまで問合せはあるものの、現時点では申請がない状況でございます。今後も、町ホームページや広報かみのかわなどにより、本補助制度の周知をまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎幸寛君。

○8番【石崎幸寛君】 この質問書を書いてからなんですけど、昨日の補正予算で、確かに、今、町長がおっしゃったような対応をしていただいたということで、まずは第1段階というか、みんなで分けちゃうんですけど、少ない金額かもしれませんが、町で考えてくれるなというのはすごく心強いところになると思います。肥料屋さん、農業じゃなくて、業者のいろんな話聞いたんですけど、今度、もう3割上がったところで、11月からまた値上がりすると。そして、中国の事情を聴くと、肥料の原料ですね、リン酸アンモニウム、原料の9割は中国産だと。日本産は37%が中国産。中国は、理由が、コロナでなかなか大変なのと、それと、自分の国内の需要が追いつかないからということで、日本への輸出は9割カットするというように通知が来るというんです。もうほとんどゼロに近いような状態。肥料メーカーだとか、国もそうだろうと思うんですけど、後押しすると思うんですが、他の国、例えばモロッコだとか、あちらのほうでもそういうのを取れるんで、あっちからも幾らかは輸入してます。でも輸送コストがかなりかかってまして、また、海上コンテナが足りないとか、そういう問題があって、輸送コストだけでも3倍になってるといいますね。だから、我々が心配してるのは、高くても何とか経営努力で物があればいいんですけど、肥料を注文しても、ありませんって言われる状態も来らんじゃないかというふうに思って、ちょっと心配してるところです。来年1年ぐらいいは在庫があるから大丈夫だという話でありますけれども、結局そういう時代も来らんじゃないかと。

農業新聞なんかを見ていると、堆肥を有効に利用しようじゃないか。あと、下水処理場の汚泥ですね、それを肥料化して、ペレット化して、栃木県でやっていますけど、それを有効利用しようじゃないかと。きっとそういう方向に行くだろうと思うんですけど、そうなるとういう問題が起きるか。上三川町は畜産農家が多くいますから、堆肥、融通してはもらえらると思います。ところが、堆肥を畑あるい

はハウスに散布するのが大変な労力で、とてもとても手作業ではできない。じゃあ、どうするかというと、マニアスプレッダーという機械で、トラクターでやるのがあるんですけども、それを使うにしては、今度は畜産農家の負担が増えちゃって、うちにも振ってくれ、うちに振ってくれとなると、現場としてはちょっと混乱するんじゃないかなというふうに思います。ですから、今後、昨日も補正予算、決算の質問の中で同僚議員が質問していましたが、地方創生臨時交付金できっと今度の補正予算が、もうやったと思うんですけども、これはやっぱりアイデア次第で、考えればいろいろ出てくる。ですから、例えば、マニアスプレッダーのあんまり大きくないやつがあるんですけども、そういうのにも買うときに幾らか補助を出したりとか、そういうのもありなんじゃないかなと思います。

ハウスの中へ堆肥を散らすのは本当に大変なんですよ。でも、今はいい機械ができていて、小さいトラクターでもマニアスプレッダーの小型のを引っ張って、後ろのマニアスプレッダーはトラクターのタイヤの後を同じくついてくると、内輪差がなくて。そういう機械もありますんで、そういうのを導入したいという農家も出てくるかもしれませんので、そういうこともあるなということを考えておいてもらえればなというふうに思います。

そして、スマート農業ですか。スマート農業技術導入、非常に面白いアイデアだなというふうに思いました。ドローンと環境測定装置、これはハウスですけどね、これは知ってましたけど、アシストスーツというのはどういうんだろうというふうに思いました。たまたま農協の農機具展示会がありましたんで、そこへ行きましたら、アシストスーツ置いてありました。自分で装着してみたんですけど、着けた格好は、とてもスマートとは言えない、中腰で、こんな格好になりますんで、格好はよくないんですが、確かに物を持つのに楽だとか、そういうような感じがしました。これはだんだんと広まってくるといふふうに思います。これは、例えば膝をけがしている、腰が痛いという人にはアシストスーツがいいと思います。上の2つは、技術と資本がかかりますから、後継者向きといえますか、若い人向きなんかなというふうに思います。

それでですね、いろいろ提案なんですけど、今年の暑さ、自分も農作業をやっててつくづく思ったんですけど、並みの暑さではありません。空調服を入れました。でも、あれは大変、背中に汗をかかないんで非常にいいなというふうに思います。今度、補助金の対象にも、スマートのあれじゃなくてもいいですから、こういうのもありますよというようなことでやってくれば、農作業をやるのにいいんじゃないか。あと、農家で夏の仕事をどうするかと、作業をどうするかというふうな考えがまた進むんじゃないかと思うんですけど、課長に聞いても、今はしょうがないかと思うんですけど、一応そういう考えもあるけど、検討の余地あるかどうか。空調服と、例えばマニアスプレッダーですね。そういうの。検討の余地があるかどうかだけ、ちょっと、自分の気持ちだけでも結構です。教えてください。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただいまのことにつきましてお答えいたします。

まず、スマート農業につきましては、近年の技術進歩により話題となり始めたところであります。まだ定義が確立していないものと思われております。これからも多種多様な機械、設備などが開発されると思われまして、また、スマート農業の幅というのが広がっていくのではないかと考えております。本町、本年度より、先ほどありました3つの補助メニューを用意しましたが、今後も、また農業者の意見

を聞きながら、町農業の発展を図るために補助事業として、適切かつ利用しやすい補助制度というのを見直しを行ってまいりたいと思います。ですから、先ほどお話にありましたマニアスプレッダー、それからにつきましても、農業者の皆様の声聞いてですね、必要に応じて補助の検討のほうをさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎幸寛君。

○8番【石崎幸寛君】 スマート農業補助、最初これ、私、この紙1枚しか持ってなくて、締切りというか、どのぐらいの期間を考えてるんですか、これ。期間がちょっと分かんなかったんですけど。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 申請につきましては、随時受け付けてございますので、申込みいただければ、予算の範囲内ということでございますが、いつでも受け付けできます。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎幸寛君。

○8番【石崎幸寛君】 年度をまたいでオーケーだということですね。締め切らなくて、締切りというのは設けなくて。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 基本的に年度内の完結を目指してますので、年度末につきましては、随時ご相談いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎幸寛君。

○8番【石崎幸寛君】 問合せだけだというふうにさっき答弁されましたけど、どのぐらいの問合せだったんですか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 私の把握してる範囲でございますが、3件の問合せがありました。基本的に、ドローンの技術認定取得につきましては、今ちょうど稲刈りとか、農繁期でございますので、今後、農閑期に取得される方がいるのではないかと期待しております。また、アシストスーツも1件、それから、環境測定につきましては、相談はあったんですが、残念ながら昨年度導入された方ございまして、今回の補助対象とはならないということでお話ししたところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎幸寛君。

○8番【石崎幸寛君】 スマート農業支援に反応がもっとあるかと思ったら、意外とそうでもないんですね。70歳の私がかかなり関心持ってるのに、もうちょいあってもいいかな。ちょっとPRも足りないんじゃないですかね。どうでしょう。そこら辺、考えてやってください。

質問の2に移ります。

町職員の副業。①で、公務員の副業について最近話題になっている。公務員であるからには副業を持つことには当然制約があるわけだが、町職員としても、社会貢献活動や農家の手伝いなど、もっと気軽に取り組めるシステムづくりをしたらどうか。取りあえず、じゃあ、答弁よろしく願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

職員の副業につきましては、地方公務員法第38条に規定する、営利企業への従事等の制限により、任命権者の許可が必要とされております。本町におきましては、職員の営利企業等の従事制限に関する規則により、職務の遂行に支障がないか、活動先の団体等と特別な利害関係がないか、信用失墜行為の発生のおそれがないかなどの観点から審査を行い、基準を満たしていると認められる場合に許可の決定を行っております。

議員ご質問の、社会貢献活動や農家の手伝いなどのうち、許可が必要なものにつきましては、個別具体的に審査する必要がございますが、職員が社会貢献活動等に従事することにより、活動を通じた多様な経験、新たな考え方、知識、視点等を得られ、行政サービスの向上も期待できることから、許可の基準の取扱いについて分かりやすく周知するとともに、職員が社会貢献活動等に取り組みやすい職場環境づくりにも努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎幸寛君。

○8番【石崎幸寛君】 今、町長がご答弁くださいましたけれども、私はそこを一番聞きたかったんですよね。というのは、何も、どこかの会社でアルバイトをやれとか、そういうことじゃなくて、例えば、ここは農業が盛んですけど、人手が非常に足らなくて困ってる農家は随分います。なかなか人手が集まらない、そういうときに職員の方が手伝いに来てくれた。職員の方も、体験にもなるだろうし、町の産業、今、町長が答弁くださった内容そのままなんですけど、対応できるだろうし、お願いした農家のほうは、幾らかその報酬を払いたい。でも、副業になっちゃうとまずいんじゃないのとか、そういうことがあるんで、しっかりとガイドラインとか、そういうのを作ってもらって、職員もやりやすい、農家も、農家だけに限らないかもしれませんけれども、そういうふうになればなというふうに思います。今の町長の答弁からして、そういうガイドラインまで作るというようなことでよろしいのでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在のところ、ガイドラインを作るというようなところまでは進んでおりません。ただ、これ、議員もおっしゃってるように、公務員にとっても、多様な経験というようなところもあるということで、ある程度、世の流れとしては、推進するような考え方もございます。そういった中で、町も基準の取扱い、これを周知していくということで、いろいろな事例ですね、そういったものを重ねていく中で、基準を整理したり、システム的なものにつなげていければということは考えております。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎幸寛君。

○8番【石崎幸寛君】 昨日、夕食のときにテレビを見ていたら、NHKを見ていたら、ちょうど生駒市の副業職員のことをやってみました。グッドタイミングだなと思って見てたんですけど、この人は教育委員会の職員で、何か自分で起業して、その社長に収まっている。そしてなおかつ、講師として学校でいろいろ、こういうことがあるんだよという説明をやってる。それを生駒市ではどんどん推奨してる。そ



れをNHKが見つめて放映したということなんかというふうに思います。さっき町長が、地方公務員法の第38条、営利企業への従事等の制限、地方公務員法、国家公務員法とも関連して、結局それがあるんだろうというふうに思います。当然ご存じだと思うんですけど、公務員ができる副業10選というのがあるんですね。ちょっと参考のために読み上げますけど、1つが不動産投資、2つが太陽光発電の販売、3番が株式やFX、仮想通貨、4が小規模農業、5が家事・家業の手伝い、6が社会貢献活動、7が講師や講演活動、ここからは任命権者の許可が必要じゃないかということなんですけど、8番目が執筆活動、9番がヤフオクだとかメルカリですか。ああいうのを利用した不用品の販売、これは許可が要らないんだね。あとアンケートモニターというのが出てました。職員の皆さんも、こういうのはオーケーだそうですから、やられたらいいんじゃないかと思います。

そして、公務員として副業を行う場合、厳守することというのでも出てましたね。当然ですけど、これ、議員の皆様にも当てはまるんじゃないかと思うんで、これも読み上げます。1番が公務の遂行に支障がないこと。2番が、職務の公正を確保できること。3番が、公務員全体の品位を損ねるおそれがないこと。当然といえば当然ですけどね。そんなに、だから、強く縛ってるわけではないということかなというふうに思いました。上三川町としても、町長がおっしゃったような、そういう事例が増えてきて、他のモデルになるようになれば、また、ちょっと明るいニュースがつけれるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、質問の3番に移ります。

障がいのある人の65歳の壁について。①障害福祉サービスを受けている人が、65歳になると介護保険に移行され、受けられるサービスが低下したり、環境の変化などの問題が全国的に発生していると聞く。上三川町はどのように対応しているのか、お答えください。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。健康福祉課長。

(健康福祉課長 浜野知子君 登壇)

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

障害福祉サービスを利用している方が65歳になりますと、原則として、介護保険サービスに移行する必要が出てまいります。利用者の方が非課税の場合、障害福祉サービスにおいては自己負担はありませんでしたが、介護保険サービスに移行後は、本人の所得金額により1割から3割の自己負担がかかるようになります。また、利用するデイサービス等の施設が変わることで、環境の変化に戸惑う場合もあると考えられます。しかし、高齢になった障がいをお持ちの方が必要としているサービスが介護保険サービスにない場合、引き続き、65歳以降も障害福祉サービスを受けることができるため、介護保険へ移行することにより受けられるサービスのメニューが絞られることはないと考えております。介護保険では、高齢者の方がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようなサービスの提供を行っておりますので、高齢になった障がいをお持ちの方でも、年齢に合ったサービスを受けられる制度であると思っております。今後も、高齢の方や、障がいをお持ちの方が、不便を感じることなく、各々に合ったサービスを受けられる体制づくりに取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎幸寛君。

○8番【石崎幸寛君】 課長の話だと、上三川町ではそういう問題は起きないように対応しているというか、今までのやり方で、あちこちで話題になってるようなことは起きてないということですね。確かに、毎年毎年そういう福祉関係というか、そっちには予算がだんだん膨らんでいっちゃって、なるべく抑えたいという気持ちにはなるだろうと思うんですけど、障がい者の方も安心して暮らせるかどうかというのは、社会の力だと思うんですね。要するに社会力。ですから、昨日も条例案で出ましたけれども、何か、ちょっとあの条例の変更は残念なような気がいたしました。これ、そして、65歳問題というのは、上三川町はないということでもよかったんですけど、日本全国の市町で、いろんなところがあるということは、市町でこの法律の解釈が違うんだろうというふうに思います。その根拠としての法律はどうかというのを見たら、本当に分かりづらいと。どうにでも取れるんじゃないかというふうです、ちょっと参考のために、これもちょっと読み上げてみますけども、障害者総合支援法の第7条、他の法令による給付等との調整というところで、議員の皆さんもちょっと聞いてて、どういうことかちょっと考えてみてください。「自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付、健康保険法の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付または事業であって政令で定めるものうち自立支援給付に相当するものを受け、又は利用することができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付又は事業以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。」と。何かそういうこともないこともないというふうな、言ってるような感じで、何を言ってるかちょっと分からない。これをどういうふうに解釈するかでいろいろ変わっちゃって、例えば岡山市では浅田訴訟という有名な裁判があって、岡山市が負けたらしいんですけど、65歳で福祉サービスを打ち切って介護保険に移行したら、浅田さんという人が市を訴えた。そしたら、広島高裁は、それは違法だとなって市が負けたということがあるんですけども、そういうこともあるんで、予算の都合とか、そういうのを優先するんじゃなくて、なるべく助けると。障がい者をたまたま持ってしまった人を助ける、暮らしやすくすると、そういうふうにやっていただければなというふうに思います。これはこのくらいで質問は終わります。

次に、4番、これは前も私が質問したことだから、6年以上前に質問したんですけども、その後、あまり変更がないので、もう一度、忘れてしまわないように質問させてもらいました。4番です。多功本町の十字路問題。①多功本町の十字路を北から南に向かうとき、右折車があると後続車が進めず、信号の変わり目にやっと1、2台が通れる状況であり、長い渋滞が発生している。しかも2台目はほとんど信号無視の状態になっている。右折帯はいつ頃できる見通しなのか。よろしく願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

(都市建設課長 神山雅行君 登壇)

○都市建設課長【神山雅行君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

ご質問の、3・4・707号石橋駅東通りの天神町以南から県道結城石橋線との交差部までの区間は、町が平成20年度から平成25年度にかけて一部区間を残し、整備しております。ご指摘の、多功本町十字路の一部未買収地でございますが、こちらにつきましては、平成24年度から用地交渉を開始しております。当該用地は複数の権利者がいる未相続地で、各権利者間での調整が整わないことから交渉が難航しており、現在までに定期的に電話、手紙及び訪問などにより交渉を行っているところですが、整

備時期についての見通しが立っていない状況でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎幸寛君。

○8番【石崎幸寛君】 この前の質問のときには、どうしてあそこがああいうボサになってるかとか、そういう話までやったんで、後で当時の議長より、そこは取り消してくださいというんで、取り消した覚えがあるんですけど、そのくらい思い入れの強いところだったんですが、たしか、あの当時は、県道の整備がまだ決まらなくて、町であそこまで整備するから県もやってくださいというふうな、1つの条件といたしますか、県に請求しやすいようにするために、あそこまで努力して、ずっと天神町のほうから広げてきたといういきさつがあると思うんです。今、それが、県道が大体見通しついてきて、まだ県道のほうも未買収地があるようではございますけれども、かなり具体的になってきました。今は、ですから、あれです、県道が開通するまでにはというご答弁だったと思うんですけれども、あそこ、職員の方が苦勞してるのを私もよく知ってるんです。なかなか、のれんに腕押しというか、何かそういう感じで、やっても取りつく島がないというか、そういうところで苦勞されてるのかなというふうに思います。この前も、その前の質問のときにも、たしか、行政代執行はできないのかって聞いたことあるんですが、そういうことを考えてますか。そしてまた、行政代執行はちょっと無理だということでしたら、どうして無理なのかというのを教えてください。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神山雅行君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

土地収用法による収用及び行政代執行につきましては、その手続の過程で、事業の公益性や合理性が妥当であること。また、収用または代執行以外に事業の履行が困難であることなどを、栃木県知事及び栃木県収用委員会に認められることが必要となります。以前から研究を続けてきておりましたが、今後でもですね、基本は、粘り強く、定期的にご自宅を訪問するなど、地権者との交渉の努力を続けまして、十分な交渉上の裏づけを積み重ねながら、必要に応じて、収用法に基づく収用及び行政代執行ができるよう調査研究を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎幸寛君。

○8番【石崎幸寛君】 もうかなりの間、努力してきたんですから、こちら辺でそれも考える必要があるかなというふうに思います。今、この質問は十字路の質問でしたけれども、あそこの奥に元のうちがあるんですね。それが隣の家へ寄りかかりそうで、あれもかなり危険なので、そちらのほうもぜひ考えて、何空家というんですか、ああいうの。特定空家というのかな。そういうこともあると思うんで、ぜひ一步を進めるようによろしくお願いします。石橋から来て、あそこが、上三川入ってすぐのところにああいう状態があると、何か行政の怠慢みたく見えるんじゃないかなというふうにも思いますんで、早い解決、なお一層の努力をよろしく願いいたします。

以上で私の質問の全てを終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後1時より再開いたし

ます。

午前11時31分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【高橋正昭君】 なお、9番の勝山修輔君については、早退する申出がありましたので、報告します。

---

○議長【高橋正昭君】 8番・石崎幸寛君の質問が終わりましたので、順序に従い、7番・海老原友子君の発言を許します。7番、海老原友子君。

(7番 海老原友子君 登壇)

○7番【海老原友子君】 通告順に従いまして、7番、海老原友子から質問させていただきます。

私からの質問は4つ。

- 1、高齢者の運転免許証返納に対する対応について。
- 2、住宅介護住宅改修費支給申請の見直しについて。
- 3、障がい者グループホームについて。
- 4、ボランティアポイントの4点について質問させていただきます。

まず、第1、高齢者の運転免許証返納に対する対応について。高齢ドライバーによる自動車事故を減らすために、運転免許が不要になったり、加齢に伴う身体的低下等により運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーには、免許の自主返納が推奨されています。免許返納は、2019年は、池袋で起きた事故をはじめ、高齢ドライバーの事故に注目が集まり、前年度と比べて大きく増加しましたが、2020年は減少、2021年は更に減少、地域によって差は出るが、返納を考える高齢者が一番悩むところは、やはり移動手段をどのように確保するか。それが悩みどころである。そこで、私から質問いたします。高齢者の運転免許証返納におけるデマンド交通の生涯無償化の考えはあるか。答弁を願います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在、高齢者の交通事故の減少を図ることを目的に、運転免許証自主返納奨励事業として運転免許証を返納した一定の条件を満たす高齢者に対し、デマンド交通かみたん号の利用回数券等を褒賞品として交付しております。かみたん号は、免許証を返納した高齢者のみならず、一般の高齢者、未成年者や障がいなどで自家用車の利用ができない方の移動手段の確保、並びに公共交通空白地の解消を目的として運行されているものでございます。町においては、利用される方の負担の公平性や公共交通の安定した事業運営の確保の観点から、現時点では、免許証返納者に限った生涯無償化の考えはございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 では、私のほうから、また再質問させていただきます。

まず1つ目、年間の返納者数を、分かる範囲で結構ですので、教えてください。また、デマンド交通の利用者数、もし、分かる範囲で結構ですので、教えてください。そして、利用場所とか把握してるのか。それと、その利用場所、どんな所が多いのか。もし、それを把握してるようでしたら、そちらを教えてください。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただいまのご質問にお答えします。

1の返納者数ですが、令和3年度で70名でございます。デマンドの回数はちょっと分かりませんが、あと3の利用場所ですが、一番多いのは、やはり病院等が多いということで把握しております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 2番の、利用者数は分からないということですので、もし、後で利用者数が分かるようでしたら、また教えていただければありがたいことでございます。そうですね。返納する方が70名というのは、やはり運転に自信がなくて事故を起こすんじゃないかとかというふうな方が心配して返納されてると思うんですけれども、家族がいる方とか、それから、移動手段が手に入るようでしたら、それはいいと思うんですけれども、やはり、先ほど町長のほうから、利用される方の公平性ということがありましたけれども、やはり返納した方というのは、足がまずなくなると、返納した方じゃなくても、足がなくなるからデマンドを利用してるという方もいると思うんですけれども、やはり80歳とか、85歳とか、90歳とかってなった方でも、まだ車を運転してる方っていらっしゃるんですよ。そういう方が、免許証を返納したいんだけど、どうしても病院に行くのに車が必要だとか、そういうふうになったときに、まず公平性を考えてできないというふうに決めるのではなくて、では、年齢的なことから入ってみようかとか、それから割引をしてみようかとか、多分3,000円だったと思うんです。返したときに頂けるデマンドの回数券というんですか、それは多分3,000円だったと思うんですけれども、やはり3,000円だと、そのとき3,000円はもらっても、それからずっと生涯、生きていく上で足が確保できないというのは、とても不安だと思いますので、割引を考えると、それから、年齢を考えると、そういう考えはこれから持っていけるかどうか。その辺を伺います。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただいまの質問にお答えします。

先ほど町長が答弁したとおり、公平性ということを考えて、高齢者の免許返納に特化したことを今のところは考えておりません。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 では、課長にお伺いしますけれども、公平性というものは、どういうことだと思われませんか。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 返納者のみじゃなくて、高齢者の方、もともと免許を持ってない方とか、そういう方もデマンドをやっていますんで、返納者だけに無料化ということは、今のところ考えてないということです。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 そうですね。今まで車を乗ってた方と、今まで車を乗ってなかった方と、ちょっとニュアンスが違うような感じがするんですね。今まで自由に車に乗ってた人が、急に車がなくなったときにちょっと不便を感じるのか、そういう感じになったときに、ちょっと割引があるんだとか、そうなったら、それを使うのも利用性とかもあるんじゃないかなと思うので、まず、全く考えないということではなくて、今後どんなことができるかということ念頭に置いていただいて、できることから始めるというようなことを考えていってはどうかと思うんですけれども、課長、いかがですか。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただいまのご質問にお答えします。

議員さんが言うように、もともとあった人の足がなくなるというのもわかりますし、ただ、全体的な高齢者のことも考えなくちゃいけない、あとは空白地、未成年のこと、いろんなことを考えながら今後とも検討はしていきたいと思っています。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 考えはないということで答弁を頂きましたので、できればですね、全くできないというのではなくて、柔軟な考えを持っていただいて、やはり場所的には病院が一番多いということでしたよね。やはり、高齢のご夫婦は、「俺が母ちゃんを乗っけてかないと病院行けねえんだよ、車なかったら、俺も母ちゃんもデマンドなんだよ」という感じのお話を頂戴するんですね。そうすると、やっぱり2人分というふうになると、免許を返納して、2人分のデマンドになって病院に行くというふうになったときに、やはり今までは車を使えてた。でも今度はデマンドというふうになると、やっぱりちょっと2割引とか、3割引とかというふうになると、使いやすいんじゃないかなって私は思いますので、今後、そういう、これからどんどん高齢化が進んでくるので、免許を返納した人だけだと公平性に欠けるんじゃないかなというふうなこともあるかもしれないんですけれども、やはり3,000円というのは、そのときだけというイメージになってしまうので、それをずっと長く使っていけるような、そういうシステムを考えていただけたらいいなというふうに思います。それをお願いして、ちょっと1番目の質問を終わらせていただきます。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 先ほどのご質問の、デマンド交通の令和3年度の実績ですが、延べ人数ですね。利用者は1万3,967名でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 ありがとうございます。延べ人数で1万3,967名の中の返納した人

が70名という形になりますので、その中の70名をどういうふうこれから考えていくかということ  
を、共々に、課長、考えていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、質問に入る前にですが、質問の通告のところで、他市町では改修費の最大20万円とい  
うのがちょっと抜けておりましたので、そこを追加させていただきたいと思えます。

介護保険では、要介護度に関係なく住宅改修最高額20万円なら一括負担ができます。住み慣れた家  
で暮らし続けるためにはとてもよい事業であります。本町ではまだ償還払いの状況で、町民から、  
「使いづらい、見直しはできないの？」という声をたくさん聞きます。「2万円なら何とかできるけれ  
ども、20万円を用意するとなるとちょっと厳しく、本当ならここも直したかったが諦めた」という話  
も聞きます。高齢化が進む中で、ここを直しておけば本当は転ばなかったのに、骨折しなかったのにと  
か、そういう、寝たきりにならないためにも、ぜひ、本町の今までの償還払いの事業を考え直す考えは  
あるかを伺います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給は、在宅の要介護、要支援の方が、自立した生活  
を目指すために必要な手すりの取付けや段差解消などの住宅改修に対し、20万円を限度額とし、介護  
保険の負担割合に応じて支給されるものでございます。町におきましては、現在、申請書による内容確  
認を改修工事前に行い、給付金は改修工事完了後に支給しており、併せて、申請者にとって必要かつ  
使いやすい住宅改修が適正に行われるよう、専門家の助言及び指導が頂ける体制づくりも進めていると  
ころでございます。居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費は介護保険によるサービスであり、原  
則償還払いとなっておりますが、申請者の金銭的負担などを考慮し、今後は、申請者が自己負担部分の  
みを支払い、差額は町が事業者を支払う受領委任払いの実施について前向きに検討を進めてまいりま  
す。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 本当に前向きに捉えていただきたいなというふうに思っております。そこで  
私のほうから質問させていただきます。住宅改修の申請ですね。年間どのぐらいありますか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

令和3年度の実績といたしまして、要介護の方から出たのが40件、要支援の方から出たのが17件、  
合わせて57件になります。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 先ほど町長のほうから、前向きにというお話を頂きましたけれども、いつ頃  
から始めるかとかという具体的なことはありますか。伺います。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

できる限り早く、できれば令和5年度4月から始められればと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 令和5年度4月から、桜の花が咲く頃にはこれができるということですね。それは本当にありがたいことだと思っておりますので、ぜひぜひ、よろしくお願いいたします。桜の花が咲く頃、みんなで「よかったね」って言えるような改正にさせていただきたいと思っております。とてもうれしいです。よろしくお願いいたします。

続きまして、3の障がい者グループホームについてです。私は、議員に当選させていただいてから常々心がけていることは、町民の衆望を町政に届けるということです。消え入りそうな小さな声を聞き取り、問題や要望を届けてきたつもりです。今回、障がい者のお子さんやお孫さんを持つ、手をつなぐ育成会の保護者の方と懇談会を持ち、現状や問題点、何を切に希望するかを話し合ったところ、自分が見られなくなったときの終の住処をどうすればいいのかとの話がどの父兄からも出ました。特に92歳のおばあちゃまが、一緒に見ていた息子さんをご病気で亡くされ、29歳の孫娘さんを1人で見ていらして、「もう先が長くない、うちの田んぼや畑、土地を使ってもいい、何とか夢をかなえてもらえないものか」という気迫迫る思いに言葉が詰まりました。この問題はとても難しいことは私も分かっております。しかし、だからといって、後回しにしても何の解決にもならないとも思っております。そこで、町長に質問いたします。8050という、80歳の親が50歳の子供を見る時代になり、本町には障がい者のグループホームがなくて、首長として今後の課題や対応をどのように考えているか、伺います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

障がいをお持ちの方や、そのご家族が年を重ねるにつれ、介護する親の身体的、精神的負担も大きくなっていくこと、そして、親亡き後のことなどを考えますと、我が子には住み慣れている地域に根差したグループホームで支援を受けながら、自分らしい生活をさせたいといったニーズがあることは深く理解しているところでございます。このような中、本町では、グループホームの新築や改修等を行った法人に対し、グループホームの整備に係る事業費から、国や県等の助成金を控除した額の2分の1、最大500万円を上限として補助する事業を創設しており、グループホーム事業への参入が促進されるよう支援しております。

議員のご質問のとおり、本町には、障がい者が利用するグループホームがございませんが、町にグループホームを整備したいという法人等から、現在、数件問合せを受けている状況でございます。今後につきましては、現在進行中の相談も含め、グループホーム設置等の相談が入った際には、町として適切に支援してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 今、町長の答弁の中に、法人等が数件出ているというお話がありましたが、



その数件が、物になるという言い方はちょっと正しくありませんね。その数件が何とかグループホームにつながるような感じではありますか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

早い段階でグループホームの入居のほうを受け入れられる状況になると思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 早い段階で受け入れられる方向性ということで、青写真とかはもうできてるんですかね。伺います。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

まだ、平面図等はちょっと見てはおりませんが、お話を伺っている限り、とても現実的な計画で進んでおりますので、すみません、先ほどと同じ答弁になりますが、なるべく早い段階で受け入れる体制が取れるものと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 ありがとうございます。こういう、今の課長の、「なるべく早い時点で受け入れられるような可能性がありますよ」ということは、92歳のおばあちゃんに、「こういう話があるよ」って言って、「それはやっぱりなかったよ」というふうな感じではないんですか。大丈夫ですか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

まだ完璧にそれが、運営が始まっていませんので、「必ず入れます」というお答えはちょっとできかねますが、しかし、お話を聞いてる以上、とても現実的な計画で進められていると思っておりますので、おばあちゃんに、「絶対ない」ということは言えませんが、きちんと運営が始まるのは、可能性としては高いと考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 私はですね、産業厚生常任委員会の委員長にさせていただきまして、担当課の方が、障がいの方とか、それから医療児とか、そういう方たちに対する本当にきめ細やかな対応をしてくださってるってことはよく分かってます。一時預かりとか、それから、ひまわりさんへの対応とか、本当に細かくやってくださってるのは存じ上げてるんですけども、やはり町民としては、自分が亡き後この子はという思いは、本当に心から出てる言葉だと思いますので、できるだけ早急に、早くそういうグループホームができて、「よかったね」ってみんなで笑い合える日を迎えたいなっと思っておりますので、担当課の方には、それから、町長にも、副町長にも、皆さんにご迷惑をおかけいたしますけれども、でも、それは町民の消え入りそうな弱々しい声を本当に町が聞いてくれるんだよというふうな、安心できる、そういう思いでいさせてあげたいと思っておりますので、ぜひぜひ、「よかったね」ってみんなで笑い

合える日が迎えられるように、町として頑張っていたきたいなと思います。ありがとうございます。

最後になりますが、ボランティアポイントについて伺います。2019年の4月開始のボランティアポイントは、地域の助け合い活動を推進することを目的に、介護保険事業の一部として「くろねえポイント」として始めたと思います。今、3年が経過しました。現在の利用状況と、今後の課題を伺います。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

ボランティアポイント制度は、65歳以上の方の介護予防の推進及び地域の支え合い活動の推進を目指すことを目的とした制度で、令和元年度より開始しております。ボランティアポイント制度の仕組みにつきましては、町で行われるボランティア養成講座を受講し、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターに登録した65歳以上の方が、ボランティアポイントの対象となる事業対象者、要支援及び要介護認定を受けた方の活動を行った際に専用の手帳に利用者の方からサインを頂き、活動1回を1ポイントとして記録いたします。当該年度の3月と翌年4月に、1年間たまったポイントに合わせて特典としてベリーカードと交換をしております。令和3年度は、13名の方が260ポイント分の活動をベリーカードと交換いたしました。

今後の課題といたしましては、ボランティア終了後に利用者の方からもらうサインについて、利用者もボランティアを行う方も負担を感じているという意見を聞いております。そのため、町では、民生委員、ボランティア連絡協議会、社会福祉協議会などで構成される高齢者支援協議体において、利用者もボランティアの方も負担が少ないボランティアポイントの利用方法を現在検討しております。今後も、利用者が気軽に利用することができるようなボランティア活動を目指し、取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 ありがとうございます。私のほうから何点か再質問させていただきます。ボランティア従事者は何名ほどいて、それを受ける側の方はどのくらいいるのか。分かる範囲で結構です。教えてください。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ボランティアセンターに登録している方は、130名の方がいらっしゃいます。また、ボランティアの回数でございますが、令和3年度において、ごみ出しと傾聴を合わせまして69回行われております。その他、居場所サポートボランティア等で活動していた方もいらっしゃいますので、この69回以外にもいろいろ参加のほうの回数がございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 私はですね、ボランティアをやっている方の話を何かから聞いたんですけども、傾聴に行っていたらいいんですけども、月に1回、傾聴に行っていたらいいんですけども、相手の方がですね、とても喜んでくださってるそうなんです。それで、そのボランティアさんは折り紙とかが得意なので、季節、季節の折り紙を折って、その方に渡して、「今はアサガオの季節だよ、アヤメ

の季節だよね」って、そういう話をしながら、最初はその方もちょっと遠慮がちだったのが、だんだん話合いができてきて、「とても楽しい時間を過ごしてるんですよ」って。「玄関先だけど、一緒に歌を歌ったりしてるんですよ」って、そういう話をしていらっしゃるので、ボランティアポイントってとてもいいことだと思ってるんです。だけれども、周知が徹底してないのか、ボランティアをやっても、「そんなのあるの？」という方もいらっしゃいますし、先ほど課長がおっしゃったように、「わざわざ判こをもらってきて、判こ頂戴って言いづらいつて、だからもらってないのよ」という方もいらっしゃるし、やはりそれはサインにするとか、それから、別に本人じゃなくても、今日行くって分かってたら、社協のほうでそのときに押してあげるとか、そういう体制を考えていただいて、もっともっと簡単にボランティアに入りやすい体制をつくっていただけたらなというふうに思います。

本当にボランティアをやってる方も、ボランティアを受けてる方も、回を増すごとに仲良くなっていて、「ここがこうなのよ、ああなのよ」というお話をしてくださるそうなんです。そういうことを考えたときに、もっともっと多くの方が、例えば、ボランティアポイントで券を頂いて、「今日はちょっとご飯食べに行ってみない？」とか、そういう中からまた輪も広がってくるし、ボランティアのグループで何か教材を買って、それをまたボランティアに使おうねというふうなこともやっていただきたいし、そういうことを考えたときに、もうちょっと入りやすい、もうちょっとやりやすいというか、もっと簡単にボランティアポイントが使えるようなことをやっていただきたいのと、それから、やっぱりもうちょっと周知を徹底していただいて、「こういうことができますよ」、「こういうふうになるんですよ」というふうなことを周知していただいて、できる人と、やってる人とやってない人がいて、やってない人が大勢いる中で、何かこれ、いいんですか、出してみたいな、そういう感じにならないんで、やっぱりボランティアをやってる人は、「町でこういう制度があるんですよ」、「予算を取ってますから、これ皆さんでやりましょう」というふうな、みんなのできるような、そういう制度になっていただきたいなというふうに思うんですが、その辺のことを、今後課長としてはどう思いますか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

町として、周知のほう、確かにボランティアをやりたくても、そのやり方が分からないという方の意見も聞きますので、その方たちが気持ちよく、また、積極的にボランティアをやっていただけるように、周知と、また、ボランティアの育成ということで努力していきたいと思えます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 ボランティアもですね、やっぱり高齢化してきて、ボランティアを受けるほうもそうですけども、ボランティアをするほうも、ちょっとやっぱり高齢化になってきてるということがありますので、やはりそういう人たちの中で、次の世代の人にバトンタッチしていく、そういう形でボランティアのバトンがタッチできるような、そういう感じで、今後もこれ、とてもいい事業だと思うので、やっていっていただけたらいいなと私は思います。今回はとてもいい答弁を頂けましたので、ここで私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長【高橋正昭君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時46分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【高橋正昭君】 7番・海老原友子君の質問が終わりましたので、順序に従い、12番・稲見敏夫君の発言を許します。12番、稲見敏夫君。

(12番 稲見敏夫君 登壇)

○12番【稲見敏夫君】 それでは、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

今回、私は、子育て支援、また行財政改革という2点の質問をさせていただきます。まず、子育て支援についてであります。子育て支援政策は、多くの自治体において最重点課題としており、各自治体間において格差が生じております。近年、少子化の流れは止められず、本町においても、合計特殊出生率、平成20年1.45、平成25年においては1.42、令和2年においては1.35と、減少の一途をたどっております。また、出生数におきましては、平成20年360人であったものが、令和2年度には227人となっております。子育て世代においては、子育て世代に要する費用が家計を圧迫しており、少しでも経費負担を回り、子育てしやすい環境をつくるのが行政に求められていると思います。そのことが、若い世代の町に対する定住化促進、まちの持続的発展にもつながると思います。

そこで、1点目ですね。18歳までの医療費の無料化について伺います。県において、来年度、中3まで医療費の無料化を拡大という新聞報道がありました。過去、多くの議員の質問において、町では、県の動向を注視して、18歳までの無料化を考えると答弁しております。そこで、県の決定を受けて、町も18歳まで無料とすべきと思いますが、町の考えを伺います。

次に、2点目、15歳までのインフルエンザ予防接種の補助の考えを伺います。近隣の宇都宮市、真岡市、下野市においては、既に12歳まで1回2,000円の補助を実施しております。12歳までの2回接種ということになりますと、3人のお子さんがある家庭においては、1回4,000円で2万4,000円の負担となり、大きな家計の負担になります。そこで、町においてもですね、中学3年までのインフルエンザの補助をお願いしたいと思うんですが、町の考えを伺いたいと思います。

以上2点、登壇での質問を終わります。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

児童医療費助成につきましては、今般、令和5年度より、県において助成制度の対象を中学3年生まで拡大する旨の意向が示されたところでございます。高校3年生までの医療費の助成については、これまで恒常的な財源の確保が大きな課題でありましたが、県の助成対象の拡大を受け、本町といたしましても、子育て世帯の負担軽減を目的として、令和5年度から現物給付により高校3年生まで助成対象を拡大し、実施できるよう準備を進めてまいります。

次に、2点目についてお答えいたします。

15歳までのインフルエンザ予防接種の補助についてでございますが、現在、お子様のインフルエンザにつきましては、予防接種法に定めのない任意での接種となっておりますが、本町では、受験という1つの岐路を迎え、受験時期とインフルエンザの流行期が重なる中学3年生及び高校3年生を対象として、接種費用の一部2,000円を一律で助成しております。議員ご質問の、15歳までの補助拡大につきましては、新型コロナウイルス感染状況や近隣市町の状況等を勘案しながら、限られた財源の中で、1点目の児童医療費助成をはじめとする子育て支援策の選択及び制度の安定的な実施が図れるよう、引き続き調査検討を重ねてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 町長の答弁です、令和5年度から18歳までの現物支給ということで、一応安堵しております。その場合にですね、18歳までした場合、町の負担増、これは大体幾らぐらいになるか。ちょっと試算で結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 先ほどのご質問にお答えいたします。

高校生までの医療費につきましては、中学生同等ということで、負担は2,700万円程度というふうに想定しております。今回、県が助成対象を中学3年生まで、現物給付の対象も小学生まで引き上げるということに伴いまして、当然、県の助成額の増額分というところが出てきます。その増額分を見込んで試算いたしますと、それでも町の負担は約600万円程度増額にはなるかなというふうには考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 分かりました。

2点目のですね、インフルエンザの予防なんですが、これ、今現在、中学3年生と高校3年生、受験生を対象にインフルエンザの予防の補助をしているわけですが、接種率とどのぐらいの費用が今かかっているかということでお尋ねしたいと思います。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 令和3年度のインフルエンザ接種の内訳ですが、中学生が139、高校3年生が84件ということになっております。接種金額につきましては、1回当たり2,000円の助成になっておりますので、中学生については27万8,000円、高校生については16万8,000円の助成ということになるかと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 接種率なんですが、中学生300人ぐらいいると思うんですが、多分4割ぐらいで、これ、よろしいんでしょうかね、接種してる人。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 今、令和2年度の実績から接種率のほうはちょっとお話ししたいかと思うんですけども、令和2年度につきましては、医師会からの要望もありまして、生後6か月から中学生、それから高校3年生を実施したわけなんですけれども、そのときに高校3年生については37%の接種率、中学生に関しましては42.2%の接種率でありました。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 今、接種率を聞いたわけなんですけど、これ、15歳までに拡大しても、40%として、やっぱり2,000人ぐらいじゃないかと思うんですよ。1回2,000円ということになると400万円、何とか捻出できない金額ではないような感じがするんで、ぜひですね、インフルエンザの予防接種、これ、今のところ、コロナワクチンと大分似通ってて、難しいような感じもするんですけど、今後ですね、コロナが収束した場合には、補助していただいて、少しでも医療費の負担軽減につながるようにしていただきたいと思うんですけど、町長、もう一度、答弁のほうよろしくお願いします。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 子供の医療費も含めた支援については、従来申し上げているとおり、幅広い観点から、いろいろ検討する必要があります。来年の4月から、高校生までの現物給付という方針も打ち出せることができましたので、今後もインフルエンザ等の要望等については、よく検討して、また、対策を考えていきたいというふうに思います。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 先ほどの金額について、議員さんのほうで試算していただいたようなんですけれども、ただ、小学生と中学生では接種の回数違ってきますので、実際小学生までについては2回の接種が必要になります。中学生になってから初めて1回の接種になりますので、トータルすると、先ほど400万円ぐらいと言ったんですけども、実際に、それで接種率を考慮して2,000円ぐらいの助成ということで検討すると、その倍ぐらい、800万円を超えてくるかなというふうには想定しています。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 子育て支援政策はですね、今後、本当に自治体間の競争が激しくて、これが定住化につながっていくんじゃないかと思います。若いお母さん方はですね、SNSとかそういうので情報交換がすごいもんですから、できるだけ近隣とですね、町も負けずに同じぐらいの子育て支援、インフルエンザにしろ、いろいろな面でしていただきたいと思います。これは要望にしておきます。

それでは、次に、行財政改革について2点お伺いしたいと思います。

行財政改革について、スクラップ・アンド・ビルドという言葉をよく耳にいたします。当然、町政においても、近年、考えなくてはならないことだと思います。町においては、近年、賃貸アパートが次々に建設され、アパート過多が起きて、古いアパートの空きが目立っております。今後、大きな社会問題に発展するのではないかと危惧しております。そこで、老朽化の著しい下町第一町営住宅及び愛宕町営住宅は、今後順次廃止をし、生活困窮者に対しては、民間アパートの家賃補助に変更していくべきと思

いますが、町の考えを伺います。

次に、子育て支援センターの運営に対し、民間委託を導入すべきというような質問なんですが、新しく役場前にできます（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設、これに当然、子育て支援センターが入ってくるわけなんですが、入った暁にはですね、そこを子育て支援センターの中心として、あと各保育所に委託をして、きめ細かな子育て支援をやっていただければありがたいと思うんですが、町の考えを伺いたいと思います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

愛宕・下町第一町営住宅でございますが、愛宕町営住宅につきましては昭和49年の建築、また、下町第一町営住宅は10棟全てが昭和50年代の前半に建築されており、愛宕・下町第一ともに建築してから40年以上経過している状況でございます。現状における愛宕・下町第一町営住宅の管理方針といたしましては、当面の間は、必要な維持管理・修繕等を行いながら使用していく考えでございます。今後、長期的な町営住宅の在り方について考えていく際には、将来における町営住宅の需要等も考慮した上で、民間アパートの活用も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目についてお答えいたします。

子育て支援センターは、子育てに関する相談・援助、親子同士の交流の場の提供・促進など、子育て家庭にとって身近な支援拠点として業務を行っております。近年、子供を取り巻く環境は、家族形態の多様化など大きく変化してきており、国においては、こども家庭庁の創設や子ども基本法の制定など、子供を中心とした新たな政策の推進体制が制度化されました。本町におきましても、子育て世帯の多様なニーズに柔軟に 대응されるよう、このたびの（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設の整備を契機に、子育て支援センターの運営については、民間事業者への業務委託も視野に入れ、より幅広い子育て支援事業の実施を検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 それでは、再質をさせていただきます。

現在の下町第一町営住宅及び愛宕町営住宅の入居状況、また、入居する場合はですね、条件と家賃、あと、決算にも載ってましたが、町営住宅の家賃滞納の状況、取りあえず、その3点だけお願いします。

○議長【高橋正昭君】 建築課長。

○建築課長【柴 光治君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、愛宕町営住宅の入居状況でございますが、10世帯ございまして、入居が6世帯、下町第一町営住宅につきましては、50世帯ありまして、42世帯でございます。

次に、入居の条件でございますが、入居される世帯全員の年間所得から控除額を差し引きました合計を12で割りまして、15万8,000円以内であれば、別の入居条件もございまして、一般的には15万8,000円以内ということでございます。

次に、家賃の滞納状況でございますが、決算書に記載されております数値等を申し上げさせていただきます。

きますが、未済額につきましては222万5,100円となっております。徴収率につきましては91.7%でございます。家賃につきましては、ばらつきがございますが、愛宕町営住宅につきましては1万700円から2万1,100円、下町第一町営住宅につきましては1万400円から、高いとこですと2万4,800円の間となっております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 随分安い家賃で、民業を圧迫のような感じもするんですが、今後ですね、廃止するまでのタイムスケジュールみたいなのは全然考えてないわけですか。当然、どっかの段階で切っていくないと、いつになっても空きが出てこないんで、廃止する場合にはですね、ある程度もう、どっかの段階でタイムスケジュールを決めないとまずいんじゃないかと思うんですが、その辺の考えはどうなんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 建築課長。

○建築課長【柴 光治君】 タイムスケジュールということでございますが、現在、町営住宅に関しましては、使用料で全体的な運営経費が賄えている状況でございます。住居の中身を見てみましても、当面は使用できるというふうには考えておるところではございますが、家賃収入で修繕・維持管理に係る経費も含めて、賄えない状況に近い将来出てくるようなことが見受けられるような状況となった場合に、町長の答弁にもありましたが、民間アパートの活用等も踏まえて、町営住宅の在り方について総合的に検討していかなくちゃならないということでは考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 分かりました。周りの状況を鑑みながらですね、順次その辺の検討をしていただいて、できるだけ早くですね、町営住宅の古い、老朽化したアパートは廃止するような方向でぜひ進めていただきたいと思います。そうしないとですね、今後、今どんどん町においても、新しい賃貸アパートがどんどん建ってて、空きがどんどん増えてくる状態なんですよ。当然、私も危惧してるんですが、今後、相当の空きが出てきて、その管理が大変だということになると思います。その辺、町でもね、現在の賃貸アパートの状況を鑑みながらですね、今後進めていっていただきたいと思います。

次に、子育て支援センターなんですが、今、下野市へちょっと行って、いろいろ聞いてきたんですが、当然、1か所拠点を持って、その他に民間保育所とか、そういうところへ委託してるんだということをお話をさせていただきました。当然、保育所がこれだけ充実してきますと、なかなか支援センターに来る人というのが少なくなってくるんじゃないかと思うんですよ。それで、現在のですね、子育て支援センターの利用状況と、どのぐらいの人数が現在のところ来てるか、ちょっと分かる範囲でお願いしたいと思います。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 子育て支援センターにつきましては、このところコロナウイルス感染症の予防対策ということで、予約制で実施しております。午前・午後、全部で4部制になっておりまして、定員は7組。令和3年度の利用者数につきましては、8,902人ということになっております。



以前、令和元年度、まだ人数制限をしてなかった頃には1万2,072人でしたので、利用制限をしている分、数が少なくなっているというふうに考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 当然、町においても、子育て支援センターの充実ということがこれからまた求められてくると思います。ぜひ、今度新しく（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設ができた暁にはですね、運営形態なり考えて、お母さん方が気楽にですね、そこに集って、子育ての悩みを打ち明けられるような体制をつくっていただければありがたいと思います。

以上でですね、私の一般質問を閉じさせていただきます。

---

○議長【高橋正昭君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時24分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【高橋正昭君】 12番・稲見敏夫君の質問が終わりましたので、順序に従い、6番・志鳥勝則君の発言を許します。6番、志鳥勝則君。

（6番 志鳥勝則君 登壇）

○6番【志鳥勝則君】 発言の許可を頂きましたので、ただいまから私の質問に入らせていただきます。今回は3点ほど、持続可能な農業生産体制の取組について。2点目として、道の駅について。3点目として、公の施設の管理についてを質問させていただきます。

第1点目、持続可能な農業生産体制の町の取組についてであります。3点ほど質問させていただきます。1点目として、第7次総合計画の中で集落営農組織化・法人化を推進するとあるが、具体的取組はどのように実施しているのか。

2点目。現在町内に17団体ある地域営農集団の耕作面積はどれくらいあるのか。（自作地、利用権設定、作業受委託等を含めて。）そして組織全体の人数と平均年齢は。

3点目として、近年の農業生産資材が高騰している中、経営に困窮している状況にあるが、このような状況を町はどのように受け止めているのか。町独自の支援措置はあるのかについてお伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

集落営農の組織化・法人化の推進につきましては、人・農地プランを推進する中で、地域の意向を踏まえて進めているところでございます。既存の集落営農組織につきましては、土地利用型農業を主としていることから、今後は、それらの集落営農組織が、より効率的かつ安定的に農業経営を行うことができるよう、農地の集積や集約化を進めてまいります。

次に、2点目についてお答えいたします。

町内地域営農集団の令和3年度の耕作面積合計は450.8ヘクタールでした。また、組織全体の人数は、令和4年度の町営農集団連絡協議会の総会時の名簿によると162人で、平均年齢は66.2歳でございました。

次に、3点目についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響長期化や、原油価格・物価高騰により農業の経営状況が悪化しているものと認識しております。このようなことから、本定例会補正予算に、原油価格・物価高騰対策・農業者支援事業に係る予算を計上し、議決を頂いたところであります。内容につきましては、令和3年分の農業収入が50万円以上を申告し、又は、令和4年度生産調整方針に参加した農業者のうち、水田耕作面積が1ヘクタール以上である世帯又は法人に対しまして、一律3万円を交付することといたしました。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 まず、1点目のほうからお伺いいたしますが、総合計画の中で、集落営農の組織化・法人化を推進するというところで、組織化の推進、あるいは法人化はどのように推進しているのかお伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、本町の集落営農の歴史につきましては、昭和49年に初めて結成されております。それから約半世紀の間で現在の17団体まで増えたところでございます。組織の結成や法人化につきましては、町が強制に進めるものではなく、地域の皆様の意向がそろわなければ進められません。町としましては、これまで同様に、地域の皆様の意見に傾聴しまして、組織結成の意向があれば支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私の受け止めてるのは、今後の農業が、小さい農家が辞めてしまうと農地の耕作放棄地が増えてしまうと。こういったことで、今ある集落営農組織又は法人化では賄い切れない部分が出てくると。そういったことで推進する必要があるというようなことで、具体的な行動はどのように取っているのか、お伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

農業従事者・集落営農の中の従事者の高齢化によりまして、今後担い手が不足していくということは認識してございます。これまでも、先ほども申し上げたとおり、本町総合計画におきまして集落営農組織の推進などを行ってきたところでございますが、現在、町のほうで、地域や集落の話し合いに基づき、5年後、それから10年後までに、地域内の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる中心経営体、当該地域における農業の在り方などを明確化する人・農地プランの作成を進めております。

このように農業が厳しい現状に面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があり、町では、それぞれの地域・集落において十分な話し合いを行いまして、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するため、未来の設計図となります人・農地プランの作成を支援してまいります。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 人・農地プランについての、農地の区画化の整理・拡大ということは、何回か町のほうから改善センターに招集があり、行きましたが、新しい営農集団を推進するというふうな言葉はどこにも載ってこないんですよ。どこにも話に出てこないんですよ。推進というのはですね、自らが地域に出向いて、この地域の農業の将来はどうすんだと。町はこういう補助金があるんで、どうですか。この地域でも集落営農を立ち上げたいかがですか、というふうな行動を取らないと、総合計画はただいい言葉だけを語った文字だけの表現にしすぎなくなっちゃうと思う。私らが、平成10年の頃、農政課に行ったときに、生産調整が未達成の集落に対しては、農協と役場が2人1組になって、夕方、何とかやってくれないかと、何とか生産調整やってくれないかと、町が未達になって、国の補助金ももらえなくなっちゃうんだというふうなことを、個別に歩きました。生産調整のやってない農家の多い自治会には、自治会長を通じて自治会に招集をしてもらって、そこで大々的に推進しました。そういうふうな現実的な行動を、集落営農組織の推進に対しては行っているのかどうかということを聞いてるんです。人・農地プランは重々に承知してます。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、営農集団・集落営農組織の結成につきましては、50年の歴史があります。町としまして、この営農集団、又は法人の結成というものがですね、農地を解決するには有効な手段ではあるとは考えてございます。一方で、中には、これまで親から譲り受けた圃場を自分でするまでは続けていきたいという方もたくさんおりますので、こういった方々のお話を聞いてですね、組織の結成については、地域の皆様との話し合いの中で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 高齢化によって将来の営農ができなくなって、農地の荒廃が起きる。衣食住の中の食がままならない状況になってしまう。農地が荒廃してしまう。こういう状況を見据えたときに、総合計画では推進するというふうなうたってると思うんですよ。それを、具体的な行動を取って、地域に出向き、やらないと、いつになっても推進ができないと思うんですけど、出向いて推進するつもりはありますか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在、地域に出向いているものとして、先ほど議員がおっしゃられたとおり、上郷地区、具体的には「上郷の未来を考える会」というものが立ち上がっております。そちらにまず出向いて、1つのモ

デル地区として町のほうで実施し、今後、他の地域に広げていければと考えてございます。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 現実的にね、町のほうから手紙を頂いて、人・農地プラン、区画整理という話は伺ってますけども、集落営農を組織しませんかという、そういった話は一切ないんですよ。集まっている人間は、みんな集落営農組織を既につくっておいて、運営してるとこなんですよ。そこに、今、課長が言った答弁のようなことを言っても、一つも推進になってないですよ。課長、それでいいんですか。集落営農は今後増えていかないですよ。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

新たな集落営農という話かとございますが、やはり、先ほども申し上げましたとおり、これまで進めてきた中で、まだ個人でやっていきたいという方も多々いらっしゃいます。やはり、そういった方々の意見がまとまらないと、集落営農に進んでいくというのは現実難しいところではあると思いますので、町のほうとしてもですね、先ほどお話にありました遊休農地についてですが、町につきましては、全域が平坦で優良な農地が多いということから、県内でも遊休農地の割合が非常に低く抑えられております。したがって、今後の遊休農地の割合の状況を見てですね、その地域、その地域の話合いの中に入れていければと思っております。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 ちょっと私が聞いている以外では、私が言ってることと違うような答弁にはなってくるんですけども、集落営農の推進というものは、もう第7次総合計画が始まる、それ以前からの懸念されてる取組なんです。どうのこうのって言ったって、今後って言って、いつになるか分からない。多分第7次総合計画が、後期計画が切れる頃になって動き出すような羽目になっちゃうんじゃないかと思うんですけども、私が言いたいのは、総合計画の中に書いてある大事な集落営農組織の推進なんです。今ある17集団では、地域営農、上三川の営農を担っていくことができない。だったら、集落営農のない地域へ出向いて、この地域でも他の集落にあるような営農組織をつくりませんか、町は補助しますよと、国の補助もありますよということで、地域に出向いて推進するという行動が必要だと思うんですけども、そういう行動を取るつもりはありますか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

地域に率先的に出向いてというお話かと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、やはり、それぞれの地域でいろんな実情もございますので、当然、荒れ果てた農地が多くなってしまいう前にはですね、そういった行動も取らなきゃいけないのかと思いますが、現状まだそこまでではないのかなと思いますので、地域の皆様からの声により、その辺を支援していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】今のところは荒廃地がないから、そのうち動くというふうな答弁かもしれないですけども、今動かないと間に合わないんですよ。少子高齢化、少子高齢化って言って、いろいろ対策をぶってきましたけども、実際少子高齢化になっちゃってるんです。農業だって、今、先ほど町長から話があったように、町内の17営農集団の中で、162人が今の営農集団を、450.8ヘクタールを担っていると。約2,000ヘクタールある上三川の農地は、この17集団じゃ担っていけない。後継者のいない個別の農家は機械を買うのも大変だということで、耕作放棄しちゃうと思うんですよ。17ある集団が平均年齢66.2歳ということですから、70になったら、他の人の農地を預かってまでも営農はやりたくない、体力的にももたないというふうな状況になっちゃうんですよ。そういうふうになる前にもう行動を取るべきだと思うんです。事業課の職員は、机の上に座ってたんじゃ仕事が進まないんですよ。どんどん表へ行って、折衝して仕事を拾って、拾った仕事を机の上で整理すると。机の上に座ってたんじゃ、事業課の職員は事業は進まないですよ。私、先ほど言ったように、そういった行動を取る計画があるのか。行動を取るのか、取らないのか、どっちなんですか。

○議長【高橋正昭君】農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】ただいまのご質問についてお答えいたします。

いわゆる集落営農が現在存在しない地域に対して、町から新規の立ち上げを推進していくことは重要かと思いますが、先ほど言われました計画でございますが、今のところ、まだそういった計画については作成してございません。現在のところ、今17ある営農集団の方々が、当面の間、持続可能な農業を進められることが現段階で重要かと思っておりますので、今のところ、新規の結成も重要かと思いますが、そちらよりも、今ある17の組織を守っていくということに重きを置いているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】そういった考え方じゃ、第7次総合計画が全うしないですよ。もう第7次総合計画が始まって7年くらい経過してんですから、あと3年しかないんですよ。推進なんかできないでしょう。もっと積極的に地域へ出向いて、こういう事情なんで、この地域の将来の農業が心配だから、何とか集落営農をつくりませんか。町ではこういったいい補助条件がありますよというようなことを言えないんですか。実際行動を取ってもらいたいんです、私は、自分たちで決めた総合計画に沿って。町長、その辺のところ、どう思いますかね。

○議長【高橋正昭君】町長。

○町長【星野光利君】この農政の問題に関わらず、町と町民の皆様とのコミュニケーション、情報交換、これは大変重要なものであると考えておりますので、これからも町民の皆様との情報交換は深めていくように努力してまいりたいと思います。

○議長【高橋正昭君】6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】私が言ってるのは、町長、今のような答えじゃなくて、やっぱり現場に出向き、集落営農を地域に推進するという行動を取らせるか、取らせないか。町長の指示1つで決まっちゃうわけですよ。総合計画で決まったことは絵に描いた餅だから、そんな環境じゃ、いつになってもできない

ですから。そういった行動を推進する体制、行動を取らせるような指示はしないんですか。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 繰り返しになりますが、農政部、農政課以外でも、町民の皆様とのコミュニケーションが大切と考えておりますので、全ての職員は、町民の皆様とのコミュニケーションを大切にす  
る方向でございます。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 町長の言ってることは大きくは分かりますけど、今、農政問題で語ってるん  
ですからね。その点を履き違えしないように答えてください。そういった行動を早急にするような推進体  
制を取って、地域に出向いて推進する。そういったことを担当課に指示する考えがあるのかどうかとい  
うことですから、それについてお答え願います。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 先ほどの地域に出向くかどうかということについて、ちょっと補足説明で  
ございますが、集落営農の結成という形での地域へ出向くってことではなくてですね、冒頭に申し上げ  
ましたとおり、人・農地プランというのがございまして、これ、各地域に出向いて、地域の皆様との話  
合いにより、その地域の今後5年後、10年後の農業をどのようにしていくかという話合いが行われま  
す。今後2年、3年の間にそういったことをやっていくこととなります。その中で、やはり集落営農の  
結成というお話があれば、それに向かって町のほうは支援していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 町が将来の農業を懸念して、こういった総合計画をつくってるんですから、  
人・農地プランのことで地域に出向いて、そのときにそういう話があればじゃないんですよ。あつてか  
らじゃ遅いんですよ。積極的にやないと。その辺のとこなんですよ。課長、どう思います？ 積極的  
に推進するという体制は取れますか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 繰り返しということになりますが、集落営農の組織化につきましては、  
第7次総合計画に初めて出てきたわけではなくて、ちょっと私の調べたところによりますと、昭和の時  
代から、既にこのことは同じような文言で載ってございます。そういったことを受けて、これまで営農  
集団とかというものを進めてきたわけでございますので、今後も同様に進めていきたいと考えてござい  
ます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 昭和50年代から進めてきたというわけでございますけども、昭和50年代の  
集落営農の組織の推進と、それから何十年たった今の農業の事情は変わってんですよ。それと同じよう  
な推進体制じゃあ、追いついていかないでしょう。その辺のとはどう思います？

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

多分、これまでも同様の議論はずっとされてきたものと思われま。やはり人も重要でございますが、機械の高度化とか、大型化とかということで賄われている部分もあると思ひます。さらに、今後、圃場の大規模化とか、そういったことも考えまして、やはり地域の方々と、どういった農地にしていくかというものを考えていく必要があるかと思ひます。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 今まで議論してきたことは、私が通告した1点目と2点目が一緒になって議論したかと思ひますが、この1点目と2点目については、これ以上議論してもらちが明かないんで、次の3点目の質問に入ります。

3点目なんですけども、近年の農業生産資材が高騰する中、経営に困窮を来している状況にあるが、このような状況を町はどのように受け止めているのか。町独自の支援措置はあるのかということで、先ほどの一般質問と重なる部分があるんですけども、改めてここでまた聞いておきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長【高橋正昭君】 志鳥君の質問の1のうちの3番目でしょう、今言ったのは。

○6番【志鳥勝則君】 すみません。ちょっと興奮しちゃったもんですから。

3点目なんですけども、先ほど先輩議員の質問にもありましたように、町としては、補正予算において50万円以上、1ヘクタール云々ということで答えがありましたけど、3万円。これは理解しましたけども、町独自の支援措置というのは何かないんですかね。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

町独自の支援策ということで、今回の原油価格・物価高騰対策の支援金というものを、先日、補正予算にてご可決いただいたところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 その辺を補正予算で取ったのは、町独自は町独自なんですけども、これ、国の交付金ですよ。一般財源をここに加算して援助するという措置は考えられないですか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

今回の補正の財源につきましては、いわゆる物価高騰対策の地方創生臨時交付金を財源としてございます。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 地方創生交付金で政策を組んで補助事業を立ち上げてますけども、一般財源でこれに追加して支援措置を取るというふうな考えは、ありますか、ないですか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

現段階では、臨時交付金の中での対応と考えております。町の一般財源を利用した補助というものは、補助金・交付金ということでは考えてございません。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 考えてないと言われたら、しょうがないかもしれないですけど、私は、町に決して予算がないというわけではないと思うんです。令和2年度の決算書を見ると、使いますよって言った予算、やっぱり残りましたという金が3億円あるんですよ。それと、やはり令和2年度の決算ですけども、町に入ってきましたよと、これだけ使いましたよと、残りましたよというのが8億円あるわけですよ。8億円を超える。8億円を超えて。こういった財源をうまく利用すれば、何も町の財源に、町の運営に支障なく独自の取組ができるんじゃないかと思うんですよ。米は安くなってる、農業経営は困窮してるという状況です。また、令和3年度の決算が示されましたけども、これだけの予算をもらいますよ、やっぱり使い切りませんでしたという不用額が5億円あるわけですよ。歳入から歳出を差し引きました残りの金額が10億円先あるわけですよ。こういった金をうまく利用して、農地と農業を第一次産業という、食べ物を生産してる農業に力を入れてほしいというふうに思うんですけども、その辺のところはどうなんですかね。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

農政課の立場といたしましては、当然、農業者の支援を第一に考えておりますので、町の予算の許される範囲内での支援というものは、目いっぱい考えたいと考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 不用額が5億円もある。歳入、歳出の差引きが8億円先も余ってるんですから、その辺のところ、農業にもうちょっと手厚くお願いしたいなと思うんですけど、町長、その辺のところをどうお考えですか。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 志鳥議員のご質問でございますが、昨日もですね、ご質問いただきまして、ご答弁させていただいたんですが、また、繰越しも出ますけど、当初予算を組むときには、町の財政調整基金であるとか、町債管理基金であるとか、これらを取り崩した中で当初は組んでございます。ですから、今の予算を組むに当たっては、全てが歳入があって、歳出がある、じゃなくて、貯金ですか。言い方は違いますが、貯金等、財政調整基金を入れながら当初予算を組んでいる状況でございますので、全てが繰越しという形になって、おっしゃってますけど、それだけではなくて、やはりそういったこともあるということだけは認識をお願いしたいと思います。

それとですね、あと、今後、やはりやっていかなければならない事業というのも、今回はまだいろいろ事業のほうございますが、やはり今ある公共施設等につきましても、今後更新時期も来るというようなこともございまして、やはり全て余ったから使っていないんだというような状況ではないというふうに理解してございますので、その辺もご理解いただければと思います。



以上です。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 そういった状況は理解はできなくもないんですけども、私、前から第一次産業をもっと大事にというふうに言ってますけども、平成11年にできた上三川町企業誘致等条例というのがある中で、ある一定の投資をすることによって、固定資産税に相当する額、最高限度額1億円を交付するというふうな事業があるんですよ。これは企業に対してですけども、前この話をしたらば、企業から法人税が入ってくる。あるいは固定資産税が入ってくるというふうな、これも理解できますけども、入ってこないから、ほんじゃ、そういった交付金は出さない。農業は税金が上がらないから出さない。そういうふうな考えになっちゃうんですよね。理解するのに。けど、こういうふうな考えじゃなくて、もうこれからの農業は、高齢化、従事者が少なくなってるんですから、保護的な感覚で町の農業を維持していかなくちゃならないというふうな考えも一部には持ってもらいたいと思うんですよ。苦しいながらも経営してる農業なんですから、その辺のところを理解してもらいたいと思います。

それと、17ある営農集団ですけども、平均年齢66.2歳、もうあと5年たつと71歳ですよ。私もあと5年たつと72歳ですよ。もうこれ以上、委託作業、あるいは利用権設定、あるいは作業受委託、もうこれも限界に来ますから、長期的にこの人らと契約をすることができないということで、どんどん契約を解除していくという方向になっちゃうと思うんです。これは、我々営農集団じゃなくて他の営農集団も、土地利用型農業者も、こういった状況を懸念して、もうちょっと農業政策を考えて、今のうちから考えてみてもらいたいなというふうなことを切にお願いして、次の2点目の、道の駅の質問に入ります。

過去の質問で道の駅は検討するとの答弁がありました。その後どのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

道の駅は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と、地域の振興に寄与することを目的に設置する施設であり、令和4年8月5日現在、全国に1,198か所ございます。道の駅には、道路利用者のための休憩機能のほか、情報発信機能・地域の連携機能の3つの機能があることから、整備することにより、地域のにぎわいや地域経済の活性化につながるものと認識しております。このようなことから、道の駅の整備につきましては、施設の場所の選定や財源の確保といった課題だけではなく、時代の潮流にも注視し、引き続き調査研究をしてみたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 もう最初の質問から何年か経ってますけども、その何年間の中に、場所の選定や財源とかという話がありましたけども、どんな検討内容だったんですか。お伺いしたいと思います。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど町長が答弁しましたとおりですね、まだ現段階では、やる、やらないとも決まっております。そのため、具体的にはですね、お答えはできませんが、今、先ほど町長がおっしゃったようにですね、設置の場所の選定であるとか、管理運営の方法、あるいは財源の確保、これらにつきましてですね、今後ですね、引き続き、国・県の指導を頂きながら、調査研究のほうを進めてまいりたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 今、企画課長が答弁した内容について、実際に調査研究の行動は取りましたか。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるようになりますね、研究のほう、調査のほう含めまして、先ほど私が答弁しましたようにですね、調査研究のほうは進めてございます。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 引き続き、慎重に調査研究を進めていって、早く、整備する、整備しないの結論は出さないと、時代に乗り遅れちゃうんじゃないかなと思います。私、あちこち全国旅行なんか、特に東北の方なんかによく行ってますけども、これだけ上三川町に立地条件が備わってるような道の駅はないんですよ。西へ行けば東北縦貫道路、そこから茨城まで北関東横断道路、そして上三川の東西を分断するような、町の中心を走ってる高規格道路の新4号国道、東北縦貫道路の北側には、全国から集まるようなインターパーク、これに隣接して道の駅が立てば、かなりの利用客が遠方から来るんじゃないかなと。こういった道路の立地条件に恵まれてるような場所の道の駅に出くわしたことはありません。せっかくの上三川の財産なんですから、これを有効利用して、町を発展するよう努力されてもらいたいなというふうに思ってます。

この点については、以上で質問を終わりにして、次の3点目、公の公共施設の管理について。公の施設の廃止及び長期かつ独占的な利用の特例に関する条例について1条から4条までの解釈について問うということ。この条例については、何度か熟読しましたけども、ちょっとまだ理解できない部分があるので、せっかくの機会ですから、一般質問でお伺いしてみたいなと思って、今回の質問になりました。よろしくをお願いします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

本条例は、公の施設の廃止及び長期かつ独占的な利用に関して、議会の議決に付すべきことを定めている条例となっております。第2条では、学校や下水道事業施設、上水道事業施設の、特に重要な公の施設の廃止については、出席議員の3分の2以上の同意を得なければならないことを、第3条では、公民館や図書館などの公の施設を、5年を超えて独占的な利用をさせる場合は、議会の議決を経なければならないことを、第4条では、学校や下水道事業施設、上水道事業施設の、特に重要な公の施設を、5

年を超えて独占的な利用をさせる場合は、出席議員の3分の2以上の同意を得なければならないことを定めているものになります。住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設である公の施設において、長期かつ独占的に使用させる場合においては、議会の判断を求めることにより、不当に住民の公の施設の利用権が損なわれないようにするための条例となっております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 第3条にですね、公民館、図書館、体育センター、最後に、11番として農産物加工所とありますが、これを独占的利用させる場合は議会の議決を経なければならない、5年を超えてですね、使用させる場合には。農産物加工所の件は、現に独占的利用をさせてますから分かるんですけども、3条の(1)から(10)、あと4条の(1)から(3)、これらについて、どのような独占的利用のさせ方があるのかなということ、ちょっとその辺のところが大きな疑問だったもんですから、お伺いしたいと思うんですけど。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 まず、4条のほうから先に申し上げますと、特に重要な公の施設ということで、町としましては、実際のところ、長期かつ独占的な利用というものは想定されるものはないのではないかと考えております。ただし、学校、上下水道に関しましては、特に重要である施設ということで、この4条で規定しているものでございます。3条に掲げられてる施設に関しての長期かつ独占的な利用、これに関しては、3条に規定する施設につきましては、主に施設の貸出しスペースですね、こちらを持っている施設ということで規定しているものと考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 4条の学校とか下水道とか上水道なんていうのは、貸し出すというのは考えられないですね。ただ載せただけかなと思うんですけど、他の市町村の条例にも載ってますから。3条の(1)から(10)、どんな貸出しの方法があるんですかね、5年を超えての話で。その辺のところ。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 こちら、貸出しスペースということで、この施設のある一部を貸し出す分には、施設の設置目的というものを阻害する可能性が低い。そういう場合には独占的貸出しにはならないということで考えております。そういう事例としてある程度示されておるところでございます。そういった中で、前にこの条例に当てはめて、長期かつ独占的な利用の議決を頂きました農産物加工所については、一体として一部の方に利用を認めているということになります。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 農産物加工所については、現に使用させてるんで理解できますけども、先ほども言ってるように、3条の(1)から(10)の、公民館とか図書館とか体育センター、武道施設、公園、コミュニティーセンターとかね、上三川いきいきプラザ、同和対策集会所、農村環境改善センターなどの独占的利用をさせるような場合はどういう場合なのかということ。5年以上を超えて独占的な利

用させる場合は、どんなふうな場合なのかと。条例に載ってんですから、そういうことを想定してまで載せてるわけですよ。その辺のところをお伺いします。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 これ、個別の事例というのはなかなか申し上げづらいところがありますが、基本的に独占的利用というものは、その施設を特定の方に利用させて、公の施設としての設置目的を実質的に制限するというか、排除するような、設置目的を達成できないような使い方をするものということで考えております。そのようなものに該当する場合に、この規定に沿って、議会のほうの議決をお願いするような形になるかと考えます。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 5年を超えて独占的な利用をさせる場合は議会の議決を経なければならないということで、この施設がいろいろ載ってますけども、どのような貸出しの場合、独占的な利用のさせ方があるのかなというように、どのような場合にそういった独占的な利用のさせ方があるのかなって、この辺のどこなんです。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 先ほども申し上げましたように、個別のものでは、それぞれ想定されるものが違ってくると思います。そういった中で、それぞれの施設の利用の許可を出す場合に、先ほど申し上げました、施設の設置目的を完全に阻害するような利用の仕方を独占的に認めることは、議決事項ということで理解しております。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 例えばですね、私、ここに5年を超えてどうのこうのという場合に載ってますけども、何か使用のされ方がはっきりしてるから、ある程度利用のさせ方があるから載せておくんじゃないかと思うんですよ。例えばですけど、8番の上三川いきいきプラザについてはどんなことが想定されるか、お伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 今のご質問についても、なかなか事例というものはないかと考えます。ただ、上三川いきいきプラザの設置の目的ですね、これを阻害するような長期独占的利用を一部の方に許可を出すということが問題だということでのこの条例規定になるかと思えます。設置目的というものを阻害するというのが大切な判断基準ということかと思えます。

○議長【高橋正昭君】 質問者に申し上げます。結論を出してください。まとめてください。

○6番【志鳥勝則君】 この質問について、私も単純に純粋な気持ちで読ませていただいて、純粋に疑問を感じました。今回の一般質問に入ったわけですけども、その施設を持つ担当課長何人かに聞いてみました。答えははっきり返ってこないんですよ。そうした中で、上三川いきいきプラザにつくった農産物加工所は何で載ってないのかなというのも疑問でした。私は、今の利用のさせ方がこれに該当しないとしても、将来はそういうような状況下になるんじゃないかというようなことで考えました。上三川いきいきプラザの農産物直売所も載せるべきじゃないかなというふうに思ってます。

何名かの施設を持つ担当課長に聞きましたけども、はっきりとした答えは返ってこないんですよ。条

例を執行する担当課の課長が曖昧な答えしか、各々返ってこないんで、この辺のところをもう一度、町全体で、執行部全体で検討して見解を統一する必要があるんじゃないかというようなことがまとめです。

○議長【高橋正昭君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 公の施設の議会の議決でございますけども、いわゆる、そもそも、長期かつ独占的に利用を認めてるような、この条例の中では、町営住宅が、公の施設でありますけども、省かれております。そもそもそういう想定で、規約の中で、ルールの中で、個人に長期独占的に利用させるというのが当たり前というか、それを想定した施設ということで多分抜かれているかと思っておりますので、それ以外の、ここの3条に列記されている各施設につきましては、何らかの貸出しのためのスペースを持っているようなところ、これについて、通常ですね、議員おっしゃられるように、5年を超えての独占的な利用というのは考えられないところではありますけども、万が一にも、そういったことのケースがあった場合には、議会の議決に付すべき重要な施設というようなことで、この条例で位置づけてるという理解しております。ですから、今、議員がおっしゃられたように、農産物直売所につきましてもですね、あれも農家の方が利用者というような位置づけになっておりますので、許可を受けてあそこに農産物を置くと、並べると。ある一定の期間、そういう長期間にわたってそこを使うというのがそもそも想定されている施設でございますので、町営住宅のようにですね、この条例では位置づけなかったのかなというふうには認識しております。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私が言いたかったことはそういったことなんです。素朴な疑問の中から。ただ、この条例に対する見解が、担当課長、あるいは様々なんです。自信を持った答えが返ってこない。総務課長の答弁にでも、思いますとか、どうのこうのというような答えだったんですけども、町民の大切な施設を公益のために利用させるものですから、この辺のところ、自信を持って、「こうなんです、ああなんです」ということで答えられるような、町の統一した見解を申し合せておく必要があるんじゃないかなということを申し述べまして、私の一般質問を終了いたします。

---

○議長【高橋正昭君】 一般質問途中でありますが、本日はこれで延会といたします。

なお、明日3日及び4日は休会とし、5日は午前10時から一般質問を行います。おつかれさまでございました。

午後3時25分 延会